

保護者の皆様へ

備前市教育委員会
教育長 奥田 泰彦

緊急事態宣言解除に伴う登園自粛要請の解除について

日頃より幼児教育行政につきましては、ご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスにおける岡山県の緊急事態宣言は5月14日（木）に解除になり、備前市教育委員会では、5月21日（木）より市内小中学校の学校再開を行うことになりました。市内保育園、認定こども園につきましては、予定どおり5月25日（月）から登園自粛の要請を解除し通常保育といたします。

保護者の皆様におかれましては、登園自粛に御協力をいただきありがとうございました。今後も園児の生命、身体の安全を第一とした感染拡大防止に最大限努めつつ、適切な保育を提供してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1. 登園自粛要請期間 4月22日（水）～5月24日（日）
2. 給食費について 土曜保育を除き、上記期間休まれた方は給食費の日割計算の対象といたします。但し、5月25日（月）以降の欠席（自粛）は、給食費還付の対象とはなりません。
3. 今後の対応について この度の対応は、5月14日現在の状況に対してのものであります。今後の新型コロナウイルスの感染の広がりを鑑みながら、随時、対応の内容を変更する場合がありますので、ご理解願います。

※ 登園自粛の要請期間は終了しますが、感染症対策としてお子さまの健康観察等を徹底していただくようお願いいたします。発熱や咳などの症状があるときは、登園を控えていただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

備前市教育委員会教育部幼児教育課
電話 0869-64-1825

備前市立各保育園・認定こども園